

---

## US-VISIT プログラムに関する米国国土安全保障省暫定規則（改訂版）に対する 日本政府のコメント

---

日本政府は、「米国渡航者及び移民状況特定技術（US-VISIT）」プログラムの策定及び実施の過程で米国政府が行った努力に敬意を表するとともに、プログラムの適用拡大に係る連邦暫定規則の改訂版を公示し、再度パブリックコメントの招請を行ったこと、及びこれとともに、1月5日に公表及び実施された暫定規則に対して寄せられたパブリックコメントに対する回答を行ったことを歓迎する。

日本政府は、これまで米国政府と、有効な出入国管理やテロ対策のあり方、円滑な物流や人の移動の確保などの問題について、規制改革イニシアティブ等の場において意見交換を行ってきた。その結果、日本政府としても、米国の国土安全保障措置の詳細とその必要性について理解を深めるとともに、テロ対策措置と経済的な効率性との両立をいかに図るかという日本側の問題意識が米国政府に共有されてきているものと信じている。

US-VISIT プログラムについては、本プログラムの適用を受けた在留邦人等から様々な意見が寄せられている。これらの意見を米国政府に伝えることは、今後日米両国が更にテロ対策について互いに理解を深めていくことにも資すると思われる。

以上の認識に基づいて、日本政府は米国政府に対し、以下のコメントを提出する。

### 1．空港の混雑及び入国審査時間の長時間化への対応

本年1月5日のUS-VISITプログラムの適用開始以降、入国審査に要する時間が長くなり、乗継便に間に合わないなどの苦情が寄せられていた。9月30日の適用対象拡大以降、入国審査に更に長時間を要するようになった空港もあり、待ち時間が2時間以上に及んだケースも報告されている。特に、日本から米国に到着する旅客は、長時間のフライトと時差で疲労しており、その上入国審査に2時間以上かかり、乗継に間に合わない事例が増えれば、特に観光客は、観光先として米国を避けるようになりかねない。

また、現在米国政府は、公式には、US-VISITプログラム導入に伴う一人あたりの追加審査所要時間は平均15秒であるとしているが、これは理想的な数値であって、現実には様々な要因によりこれよりも相当長く時間を要している。

このような混雑は以下の要因から生まれていると考えられる。

( 1 ) 一人あたりの審査が長時間化する理由

( a ) 入国審査官がプログラムの実施要領を必ずしも把握しきれていないこと。このため、特に 9 月 30 日以前は、当時はプログラムの対象ではなかった査証 ( ビザ ) 免除入国者まで指紋情報及び顔画像情報の提供を求められる等、混乱した運用が見られた。

( b ) 指紋スキャナーが指紋情報をうまく読みとれないこと。機内の乾燥により指紋情報が読みとりにくかった場合も多いようであるが、いずれにせよ、一度のスキャンでうまくいかず、何度もやり直しを要求された事例が多数報告されている。

( 2 ) 全体としての審査時間が長くなる理由

入国審査官及び審査ブースの数が十分でないこと。例えば、ホノルル空港では、今般の US-VISIT プログラムの適用対象拡大に伴い、52 のブースにすべて入国審査官を配置することによって、各フライトのすべての乗客の審査を終えるのに要する時間を抑制することに成功している。この措置は、ハワイに在住し又はハワイを訪問する日本国民にも好評である。一方、ワシントンのダレス国際空港では 1 日平均 8 ~ 9 のブースしか開いておらず、平均所要時間は約 1 時間となっている。国際便の発着するすべての空港において、ホノルル空港で採られたような措置が採られるべきである。

については、空港での混雑を緩和するために、以下の諸点を要請する。

**各入国審査官が US-VISIT プログラムの運用に習熟しているかどうかを厳格にチェックし、あらためて実施要領の周知徹底を図ること。**

**使われていない入国審査ブースにも審査官を配置すること。また、米国人の審査が済み次第、米国人用ブースをすべて外国人用に切り替えること。**

**指紋スキャナーの性能及びブラックリストとの照合機能の向上を図ると共に、一部の空港で既に導入されている、機内乾燥対策の指紋スキャン用ジェルをすべての空港で配備すること。**

**一人あたりの追加審査所要時間として米国政府が発表している 15 秒という数値が、現実の入国審査を反映したものかどうかを改めて調査し、より実態を反映した値を算出し、公表すること。また、待ち時間を含め、入国審査に要する全体の時間を調査し、短縮に努めること。これらは、旅行者や旅行会社が旅行日程を立案する際に不可欠な情報であ**

る。

## **2．個人情報の管理**

米国に渡航する日本国民は、指紋情報をとられることへの抵抗や、記録された自らの指紋情報が適切に管理されているのかについての不安を依然として有している。このような心理的負担を解消することは、本プログラムを円滑かつ効果的に運用していくにあたって必要不可欠である。

日本政府の累次の要望にこたえ、米国政府が、US-VISIT プログラムの目的と運用について、英語版、スペイン語版とともに日本語版のパンフレットを作成したこと、及び在京米国大使館が US-VISIT プログラムに関する説明会を開催したことは、日本国民のこのプログラムに対する不安を軽減するために有益な取組であり、歓迎する。このような努力を更に多岐にわたり展開することが、US-VISIT プログラムの円滑な実施のために不可欠である。

については、以下の点を要望する。

**個人情報保護のための措置を万全なものにするとともに、可能な範囲内でその詳細を明らかにし、日本語で日本人渡航者に広報すること。**

**US-VISIT プログラムの導入後、入国時に採取した生体情報とブラックリストを照合することによって、犯罪者の入国を未然に防いだことが度々あるという事実を日本語で一層広報すること。**

## **3．陸路入国地点での適用に関するコメント**

本年 12 月 31 日より、50 の主要な陸路入国地点でも US-VISIT プログラムが適用されることとなっている。この適用拡大については、一部の日系企業が、米国・カナダ国境あるいは米国・メキシコ国境から米国へ入国する際の入国審査の長時間化、さらにはそれに伴う国際競争力の低下を懸念している。また、米国に居住し、米国・メキシコ国境経済地域のいわゆる「マキラドーラ」企業に勤務する日本人駐在員は、出勤時に米国側からメキシコ側へと国境を越え、帰宅時に米国に再入国しており、本プログラムの適用拡大後は帰宅の度に指紋スキャン及び顔写真撮影をされることになる。その結果、現在でも 1 時間以上を要する場合がある陸路での入国が一層混雑し、日本人駐在員の日常生活に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

また、マキラドーラ日系企業の関係者の間では、9.11 同時多発テロ事件以降米国の入国審査が厳格化されるに伴い、入国審査官から勤務形態とビザ(L-1)上の入国資格との整合性に問題ありとの指摘を受けた例も数件ある。これら駐在員の間では、引き続きその勤務形態が

問題なく維持できるのかどうかについての不安が高まっており、今後も国境をまたいでのマキラドーラ企業活動に何ら問題はない旨米国政府にはっきりと確認してもらいたいとの要望が寄せられている。US-VISIT プログラムを陸路に適用拡大する前に、この不安を払拭しておくことは、米国・メキシコ国境において US-VISIT プログラムを円滑に運用するために不可欠である。

このような問題点を踏まえ、日本政府としては、米国政府が以下の措置をとり、入国審査に要する時間の短縮、効率化を図ることを要望する。

**指紋スキャン及び顔写真撮影を車の中からでもできるように、携帯端末を導入する。**

**査証の種類等に応じた優先処理レーンを必要十分な数設置する。**

**「マキラドーラ」駐在員の勤務形態の正当性について、米国・メキシコ国境の米国入国審査官に周知徹底する。**